【別表】Ver.3

	NBD	CLI	SIP制限共有データ(SHD)	
条項			本文	
4-2.	データ提供者の権利	2	最終的には、データ提供者は一定期間経過後に全てのデータを 公的データベースから公開することを求められるが、特別な事情 がある場合には、グループ共有期間の延長を要求することができ る。ただし延長できる期間については、合理的に必要な期間に限 定することとし、具体的にはNBDCヒトデータ審査委員会と別途 協議し、決定する。	り、2023年度中はエンバーゴ期間とし、2024年4月に公開する こととする。なお、2023年度中に公開を希望する場合は、それを
4-3.	データ提供者の責務	1	論文投稿時には、データ提供者は論文内で使用した公開可能なデータを公的データベースから公開することとし、さらに、データ共有方針を提示する助成機関による助成の期間終了後3年以内、または、プロジェクト等の期間終了後3年以内の何れか早い時点までに全データを公的データベースから公開すること。	なデータを公的データベースから公開することとし、さらに、公開系 データベースへ移行済データの公開時期については、2024年4
5-1.	利用資格	1	関連研究に従事したことのある研究者(大学、公的研究機関、または民間企業等に所属しており、関連研究に関する研究歴のある人)。学術研究もしくは公衆衛生の向上に貢献する研究への利用に限る。申請の際に、利用を希望するデータと関係のある研究に関するこれまでの論文等を提示すること。グループ共有データの利用申請に先立ち、データ利用者要件を満たすことを確認し、必要な手続きをすること。	
		*1	個別の制限事項に加え、対象データを提供した者が遵守すべき、助成機関やプロジェクト等が提示するデータ共有方針も含む。 5-2~5-6についても、個別の当該データ共有方針で別途求められる権利・責務・手順等がある場合(※AGD別表、SHD別表を参照のこと)には遵守すること。	個別の制限事項に加え、対象データを提供した者が遵守すべき、助成機関やプロジェクト等が提示するデータ共有方針も含む。 5-2~5-6についても、個別の当該データ共有方針で別途求められる権利・責務・手順等がある場合(※SHD別表を参照)には遵守すること。
5-2.	データ利用者の権利	1		制限共有データを利用した研究成果を発表する場合には、直ちに一般社団法人セルフケアフード協議会(以下、SCFC)内設置のSHDデータ利用委員会(コンソーシアムの食ヘルスケア知財委員会から事業継承)を通じてコンソーシアム代表機関(農研機構)に対して報告をする必要がある。
		2	データ利用者は、『NBDCとトデータグループ共有データベース』の データを利用した研究結果をもとにした知的財産権をデータ利用 者の責務およびデータ毎に付加された制限事項を遵守する限り 自由に取得できる。	SCFC内設置のSHDデータ利用委員会を通じてコンソーシアム
5-3.	データ利用者の責務	11	データ利用者が『NBDCとトデータグループ共有データベース』を 通じて提供されたデータを含む解析結果を論文等で公表する際 はデータ提供者と協議し、必要に応じて別途公的データベースに 登録して取得したアクセッション番号や論文の引用・謝辞の記載 等を行うこと。	プレスリリース等で公表する際はSCFC内設置のSHDデータ利用
		12	データ利用者は、『NBDCとトデータグループ共有データベース』 利用状況の公開にあたり、NBDCが個別情報あるいは統計情報を公表することについて了承すること(公開される個別情報の例:利用データのDataset ID、データ利用者氏名、所属機関、国・州名、データ利用期間、研究題目)。	データ利用者は、『NBDCとトデータグループ共有データベース』 利用状況の公開にあたり、NBDCが統計情報を公表することに ついて了承すること。利用者情報は公表されない。
		13	データ利用者は、『NBDCとトデータグループ共有データベース』 利用状況の公開に資するため、NBDCおよび関係者が、データ 利用者の申請時から利用終了報告時の情報、事故発生時の 情報等データ利用に関する情報を保持していることを了承すること(受託者に関する情報も含む)。	データ利用者は、『NBDCヒトデータグループ共有データベース』 利用状況の公開に資するため、NBDCおよび関係者が、データ 利用者の申請時から利用終了報告時の情報、事故発生時の 情報等データ利用に関する情報を保持していることを了承すること。
5-4.	利用の手順	0	_	2023年4月以降は、新規のデータ利用申請・データ利用期間延長申請・データセット等追加申請は受け付けない。

		データ利用者に「5-3. データ利用者の責務」の各事項に対	データ利用者に「5-3.データ利用者の責務」の各事項に対する
5-6.	利用の停止	する違反、またはセキュリティガイドラインに反することが疑われる	違反、またはセキュリティガイドラインに反することが疑われる場
		場合、NBDCが関係者から必要な情報提供を得た上で不正に	合、NBDCが関係者から必要な情報提供を得た上で不正に関
		関する調査を行ない、調査結果に基づいてNBDCとトデータ審	する調査を行ない、調査結果に基づいてNBDCヒトデータ審査
		査委員会が不正の有無を判断する(受託者も含む)。	委員会が不正の有無を判断する。
		不正と判断した場合は、	不正と判断した場合は、
		1. データ利用者に対しデータの利用停止を命じ、利用中の	1. データ利用者に対しデータの利用停止を命じ、利用中の
		データへのアクセス許可を取消す。	データへのアクセス許可を取消す。
		2. 不正を行なった研究者からの新規利用申請を一定期間受	2. 不正を行なった研究者からの新規利用申請を一定期間受
		け付けない。期間についてはNBDCヒトデータ審査委員会におい	け付けない。期間についてはNBDCLトデータ審査委員会におい
		$egin{array}{c} 1 \ ext{ iny}$ て決定する。	て決定する。
		3. 必要に応じて所属機関長に報告する。	3. 必要に応じて所属機関長に報告する。
		ただし、状況に応じて、疑いがある段階で利用停止を命じること	ただし、状況に応じて、疑いがある段階で利用停止を命じること
		がある。データ利用者は利用停止の連絡を受け次第、直ちに取	がある。データ利用者は利用停止の連絡を受け次第、直ちに取
		得済みデータおよび二次データの全てを消去しなければならない	得済みデータおよび二次データの全てを消去しなければならな
		(受託者の施設での保管も含む)。また、"データ使用(およ	い。また、"データ使用(および破棄)報告書(グループ共有
		び破棄)報告書(グループ共有データ用)"を用いてNBDCL	データ用)"を用いてNBDCヒトデータ審査委員会事務局へデー
		トデータ審査委員会事務局へデータの破棄状況を速やかに報	タの破棄状況を速やかに報告すること。
		告すること。	